

特別管理産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都港区芝一丁目7番17号

氏名 中間貯蔵・環境安全事業株式会社
代表取締役 小林 正明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成27年10月 3日

許可の有効年月日 平成32年10月 2日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：処分 (中間処理)

(2) 処分の方法と取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

ア 分解 : 廃ポリ塩化ビフェニル等
ポリ塩化ビフェニル処理物
イ 洗浄 : ポリ塩化ビフェニル汚染物
ポリ塩化ビフェニル処理物

(以上2種類)

(以上2種類)

2 事業の用に供する施設

施設所在地：東京都江東区青海三丁目地先

| 施設種類 | 産業廃棄物の種類 | 単独処理能力 | 混合処理能力 | 設置年月日 | 許可番号 | 施設許可年月日 |
|------|--------------|----------|----------|------------|---------|-----------|
| 分解 | 廃ポリ塩化ビフェニル等 | 2.0 t/日 | 2.0 t/日 | 平成17年6月24日 | 産施第274号 | 平成16年6月1日 |
| | ポリ塩化ビフェニル処理物 | 2.0 t/日 | | | | |
| 洗浄 | ポリ塩化ビフェニル汚染物 | 9.13 t/日 | 9.13 t/日 | 平成17年6月24日 | 産施第274号 | 平成16年6月1日 |
| | ポリ塩化ビフェニル処理物 | 9.13 t/日 | | | | |

3 許可の条件

- (1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (2) 中間処理は本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成17年10月 3日 新規許可
平成27年10月 3日 更新許可 第2回
平成29年 3月21日 変更届 分解施設の一部廃止 (低濃度PCB処理施設)

5 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)

